

2025(令和7)年度 第1回 サロン・ド・大学コンソーシアム大阪
誰もパンクしない障がい学生支援の体制づくり
開催報告

日 時: 2025(令和7)年8月20日(水)15:00~17:00
会 場: キャンパスポート大阪(大阪市北区梅田1-2-2-400 大阪駅前第2ビル4階)
講 師: 宮谷 祐史氏(大阪大谷大学 人間社会学部 心理・福祉学科 専任講師)
司 会 進 行: 中村 雅司氏(大学コンソーシアム大阪 研修部会 推進委員会 副委員長、
大阪大谷大学 副学長、人間社会学部 教授、人間社会学部長)
申 込 者 数: 20 大学 34 名(うち会員外2大学2名)
参 加 者 数: 20 大学 34 名(うち会員外2大学2名)
実 施 結 果: 大学コンソーシアム大阪 HP の「参加者アンケート」参照
企 画・運 営: 大学コンソーシアム大阪 研修部会推進委員会

1. 開催概要

2024(令和6)年から、私立大学を含むすべての大学で、障がいのある学生への合理的配慮が法的に義務化され、有識者会議の開催や各大学での研修が進む一方、「合理的配慮」という本来シンプルな概念が、法的義務という重みの中で、過度に難しく受け取られ、対応に慎重になる大学も見受けられる。本サロンは、「パンクしない」体制づくりをキーワードに、合理的配慮の捉え方や体制整備の方向性について、ともに考え、意見交換を行う機会として開催する。



司会: 中村副委員長

2. 講演概要



講師: 宮谷 祐史氏

■前提確認-障がいとは-

「障がい」という言葉の定義は発展的である。今公演では障がい=Disability をdis(否定)+ability(能力)と捉えて、「できなさ(不利益)」を意味するものとした。Disability の発見にあたっては、おおざっぱに言えば個人の内側にある Impairment(機能障がい)側からのアプローチである「個人モデル」と、外側(社会)にある Social Barrier(社会的障壁)からのアプローチである「社会モデル」がある。

■合理的配慮とは

- ・2024(令和6)年4月の障害者差別解消法改正により、「不当な差別的取扱い」、「合理的配慮の不提供」の2点が禁止された。これにより、私立大学も含めて大学における障がいのある学生への支援は「思いやり」から「義務」へと転換した。
- ・「不当な差別的取扱い」を考えるうえで、差別を直接差別と間接差別に分けて考えるとわかりやすい。直接差別は、“障がい者は受験お断り”、“盲導犬は入構禁止”といった、障がいやそれに付随したものを理由とする不均等待遇であり、障害者差別解消法的にも「差別」と解釈されている。
- ・一方、指先に麻痺がある学生に危険な薬品を使用させないよう別の方法を提案するといった“不当”でない差別や、「間接差別」(一律の車通学禁止により車いす利用者の排除につながる)は、法的には必ずしも「差別」として取り扱われてはいないが、社会正義的な不利益を生むため、解決の手段の1つとして「合理的配慮」が位置づけられる。
- ・「合理的配慮」は、“合理的な配慮”とは異なり、対話的・双方向的な営みである。7つの要素(①個々のニーズ、②非過重負担、③社会的障壁の消去、④意向尊重、⑤機会平等、⑥本来業務付随、⑦本質変更不可)から構成され、障がいのある学生が、平等に、すべての人権及び基本的自由を享有・行使するための調整のことである。
- ・「配慮(思いやりや手助け等)」と「合理的配慮」は、結果的に提供内容が重複することはあるものの、その違いを意識しておくことが大切である。
- ・なお、合理的配慮の義務化や初中等教育における特別支援教育の一般化、大学全入時代の到来等を背景に、今後も障がい学生は増加すると見込まれる。一方で、大学においては、専門部署の設置が進むものの、18歳人口減少による厳しい財政事情が続くと言われている。

※ここで、各大学における障がい学生支援の体制について、グループワークで情報交換を行い、所属大学の状況整理(情報の相対化)を行った。

■バンク必至の障がい学生支援に何ができるか？

障がい学生の支援策として、「個人レベル」と「組織レベル」に分けて考える必要がある。

<個人レベル>

- ・教育における合理的配慮はあくまで「教育活動」の一環であり、過度に難しく、堅苦しく捉えず、適切なサイズ感で理解することが必要である。文部科学省が開催した有識者会議でも推奨されているように、まずは事前的改善措置(バリアフリー化やユニバーサルデザイン化等)から検討することも一案であろう。そう考えるとやるべきことは無限にあるように思われるが、ここで先ほど説明した合理的配慮の7つの要件を軸に、普段の業務における本質的な要件を精査し、適切に情報を開示しながら、そこにアクセスできる人を増やしていくことで、少しずつ事前的改善措置が整っていくはずである。
- ・事前的改善措置を整えたとしても必ず“残り”(個別対応)の部分が出てくる。この対応が組織的にみれば非効率的になりがちで、判断に困るところでもある。そもそも障がいは個別性が高いものであることから、担当者一人では判断や対応が難しいケースも多い。そのため、専門部署がある場合、その本来的責務は“残り”の部分への対応、あるいは人的資源の養成、調整、配置であり、対応事例は学内全体で共有できる基盤を作りながら、外部のネットワークから新しい情報を収集することを心がける必要がある。また、エンパワメント(意思決定支援)は専門職が配置されていればより効果を期待できる。
- ・「組織として方針を決めてほしい」「診断書を提出させてほしい」という教職員の言葉をよく耳にするが、組織的通知や診断書は合理的配慮の具体的な内容を検討するうえでの書類の一つに過ぎない。学生本人と授業担当教員による“建設的対話”を踏まえた個別の環境調整の相談は、本来は組織の仕事ではなく、現場の教員の教育業務の一環であろう。現場ではアクセシビリティを十分に担保したうえで、学生から求められた事項が本質等に抵触する(しうる)場合は、学生に丁寧に説明して落としどころを探していくしかない。なお、遡及的な対応は合理的配慮として検討する必要性はないと考えられる。

<組織レベル>

- ・組織レベルでは、大学全体の仕組みを丁寧に点検することが大切である。
- ・各大学で組織風土や合意形成の在り方は異なるため、実際に合理的配慮の提供を複数経験するなかで障がい学生支援部署の在り方は適正化されていく。たとえば、学内委員会(意思決定機関)や学内規定(意思決定基準)、紛争防止のための組織、担当者(窓口)といった事前的改善措置の整備が必然的に伴ってくるであろうし、その強化のためには責任の明確化、情報公開、学内施設の優先的改善、専門職の専門性の維持、専門的リソースの開発、外部機関との連携等を意識することになるだろう。障がい学生支援部署を設置することで、情報が集まりやすい等のメリットはあるが、体制の整備における必須条件ではない。
- ・専門部署のない大学においては、まずは合理的配慮の申請フローの明確化(窓口、責任主体の明確化)することからはじめ、合理的配慮の考え方の共有、専門知の確保、既存の教育支援リソース(教員・学部等)へのエンパワメントなど、既存のリソースを生かす体制を考えることが原則となる。

■まとめ

個人レベル・組織レベルに共通する重要事項は、既存の教育支援リソースに対する適切なエンパワメントである。障がい学生支援(合理的配慮)は、決して付加的なものでも、難しいものでもない。「障がい」は社会的な側面から発見できるため、本来の教育活動の根幹を見直す“ものさし”になり得る。また、ときには自分自身のルーチンを変えなくてはならない「面倒」を伴うものであり、教育者としてある程度その面倒(痛み)を引き受ける覚悟が必要である。そういった意味でも、個別具体の合意形成をはかる教職員への(実効的・心的)サポートは必須である。なお、大学で議論になる障がい学生支援の中には就職支援や生活支援など、1大学だけでは取り組めないものが含まれており、国家的、地域的課題として取り組む必要性も感じる。最後に、教育者として「面倒」を引き受けることで、あるいは多様性を呼び込むことで知を編むための摩擦が生まれる。「大学」というものの存在意義についても今一度考えていただきたい。

3. 質疑応答

質問1:「遡及的な申請は合理的配慮として検討する必要性はない(他の視点も入れる必要がある)」とのことだが、これは事象が起こった後では、建設的な会話ができないからか。また「他の視点を入れる」ということの具体例や具体策を教えてください。

回答1: そのとおりである。建設的な会話がなされていない(合意形成がなされていない)状態での遡及的申請については、法的な意味での合理的配慮としてとらえる責任はないとされている。しかし、それだけで終わると教育機関としては冷たい印象がある。教育的な支援の視点により、各々ができる範囲で何らかの譲歩や対応(例えば、代替課題の提出をもって出席に代える等)を行うことは合理的配慮の文脈とは別に検討の余地はあるだろう。

質問2: 自大学は学生数 9,000 人程の中規模の大学だが、障がい学生支援部署はない。今後設置するメリットを教えてください。

回答2: その規模であれば、障がい学生への属人的な支援で完結するのではなく、教職員のためのリソースセンター(専門的な知識や情報を提供する部署)として障がい学生支援部署を位置付けるスケールメリットは比較的得やすいかと思う。

質問3: 障がい学生支援体制の公開方法について聞きたい。自大学では現時点では「希望を聞いて対応する」としているが、もっと具体的に公表したほうがよいだろうか。

回答3: 支援内容を具体化しすぎると、「それしかできない(それだけでよい)」という誤った認識が双方に生じる可能性がある。一方で支援内容がイメージしやすいといったメリットはある。大学の風土にもよるが、非常におおざっぱに言えば大規模大学の場合は、ある程度具体化されている方が、また小規模大学では学生と対話しながら支援方法を探る方が良いと考えることもできるかもしれない。

4. 情報交換会

本編の終了後には、参加者と講師による情報交換会が開催され、大学を越えたネットワーキングが図られた。

5. 参加者アンケート結果

「参加者アンケート」に掲載

以上



会場の様子